

第1章 総則

(目的)

第1条 身辺警護S P学院(以下、本学と称する)は、高い教養と専門的職能教育を施し、警備業法第2条第1項第4号にあたる身辺警護の発展に貢献しうる人材を養成することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本学院は教育研究水準の向上を図り、本学の目的を達成するために、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

(コース・課程・修業年限・定員)

第3条 本学の課程・修業年限・定員は次の通りとする。

コース	課程	修業年限	定員
全日制	身辺警護専門課程	1年	若干名

(設置課程の教育研究上の目的)

第4条 前条の課程における教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。

社会に有益であることを第一義とし、正義・勇気・情熱を持って、社会の善化に積極的に貢献する身辺警護要員を養成する。

(在学年限)

第5条 第3条により入学した学生は、修業年限の倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年は、次の2学期に分けられる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(4) 夏季休業 7月20日から8月31日まで

(5) 冬季休業 12月22日から翌年1月20日まで

(6) 春季休業 3月8日から4月7日まで

2 必要がある場合は、学院長は前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることが出来る。

第3章 教育課程

(授業の種類と方法)

第9条 授業は、講義、実習又は実技若しくは実務修習のいずれかにより行うものとする。但し、これらを併用することを妨げるものではない。

2 学院長が必要と認めた場合には、前項に規定する授業を、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(科目)

第9条の2 専門課程の授業科目は、警護系科目、法律系科目、教養系科目に分ける。

(単位数計算)

第10条 授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義は、原則として45分／週×14週の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習若しくは実技は、原則として45分／週×14週の授業をもって1単位とする。

第4章 授業時間、出欠席

(授業時間)

第11条 本学の授業時間は次の通りとする。

【全日制コース】

1 時限	10：00～11：30
2 時限	12：30～14：00
3 時限	14：10～15：40
4 時限	15：50～17：20

2 実習若しくは実務修習の授業時間については、上記の時間に従わず行われる場合がある。
その際は、講師から事前に連絡を受ける。

(出欠確認)

第12条 出欠の確認は原則として授業開始時に行うものとし、開始から30分以上の遅刻、終了から30分以上の早退は欠席とみなす。

(欠席)

第13条 欠席をしようとするものは、事前に連絡又は届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりそれが困難である場合は登校した日に連絡又は届け出るものとする。

- 2 連絡又は届け出がない場合は無断欠席とする。
- 3 長期にわたり欠勤する場合は、診断書等その理由を証する書面を提出すること。

(遅刻)

第14条 始業時間を過ぎたら遅刻とみなす。ただし、公共の乗り物でのトラブルについては通常の出席とみなす。

(遅刻の換算)

第14条の2 遅刻は3回を以って、欠席1回とみなす。

(早退)

第 15 条 早退については、理由を必ず講師又は職員に伝えてから退室をする。

2 無断で早退した場合は、欠席扱いとする。

(早退の換算)

第 15 条の 2 早退は 3 回を以って、欠席 1 回とみなす。

(忌引き)

第 16 条 忌引きは欠席扱いにならない。ただし、忌引きの日数は次の通り定める。

(1) 配偶者	10 日間
(2) 血族の一親等(父、母、子)	7 日間
(3) 血族の二親等(祖父母、兄弟姉妹)	3 日間
(4) 姻族の一親等(配偶者の父母)	3 日間
(5) 血族の三親等(叔父、叔母、甥、姪)	1 日間
(6) 姻族の二親等(配偶者の祖父母、兄弟姉妹)	1 日間

(特別承認)

第 17 条 次の各号の一に該当する場合で、学院長の承認を得たものは出席とみなす。

- (1) 非常災害、交通機関の事故、その他不可抗力の原因による場合。
- (2) 公民権を行使する場合。
- (3) 忌引き。
- (4) 伝染病疾患、就職試験等、学院長が特別の事情があると認めた場合。

第 5 章 試験、成績及び卒業

(試験)

第 18 条 試験は、前期末又は後期末に行う。ただし学院会議において平常成績をもって試験に代えられることを認められた授業科目は、この限りではない。

- 2 前項の定期試験の他、学院会議を経て臨時に試験を行うことがある。
- 3 正当な理由により受験できなかつたものには、学院会議で認められた限度内において再試験を行うことができる。

(受験資格)

第 19 条 授業の出席日数が 3 分の 2 以上出席していない者は、前条第 1 項から第 3 項記載の当該試験を受けることは出来ない。

(試験の方法)

第 20 条 試験の方法は、筆記試験、実技試験による。ただし、授業科目によっては、論文提出又は口述式をもって試験に代えることがある。

- 2 試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績)

第 21 条 試験の成績は、100 点をもって満点とし、60 点未満を不合格とする。その評点は、次のとおり定める。

- 2 評価は A, B, C, D, E 判定で行う。

100点～90点	A	合格
89点～80点	B	
79点～70点	C	
69点～60点	D	
59点以下	E	

不格合

(不正行為)

第22条 試験において不正行為があった時は、その科目について不合格にする。

(再試験)

第23条 試験を、正当な理由により受験できなかった者には、学院会議で認められた限度内において再試験を行うことができる。

(追試験)

第24条 試験で、不合格になった者は、追試験を受けることができる。

- 2 追試験の成績は、60点をもって満点とするが評価はD評価のままとする。30点未満を不合格とし、評価は無しとする。その評点は、次のとおり定める。
- | | | |
|---------|------|-----|
| 60点～30点 | D | 合格 |
| 29点以下 | 評価無し | 不合格 |
- 3 追試験で不合格になったものは、学院会議を経て処分とする。

(卒業)

第25条 以下の者を卒業と認める。

本学所定の課程を履修し、かつ、その試験に合格した者

第6章 入学、編入学、転入学、処分、休学及び退学

(入学時期)

第26条 入学時期は、毎年度の始めとする。

(入学資格)

第27条 本学の身辺警護専門課程に入学することのできる者は、満18歳以上の者であり、かつ次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 禁錮以上の犯罪歴のない者
- (2) 暴力団及び反社会的組織に属していない者
- (3) アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤の中毒者でない者
- (4) 人を護る仕事に従事するにふさわしい心身ともに健康的な者
- (5) 破産者でない者
- (6) 本学則を遵守できる者

(入学試験)

第28条 入学を志願する者に対しては、入学試験を行う。

- 2 入学試験の区分は、「一般入試」「自己アピール入試」とする。

(入学の出願)

第29条 入学を志願する者は、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 卒業(見込み)証明書
- (3) 誓約書

(入学手続き)

第 30 条 第 28 条の結果に基づき入学を許可された者は、第 41 条に規定する学費を所定の期日までに振り込まなければならない。

(編入学及び転入学)

第 32 条 本学は編入学について許可していない。

(休学)

第 33 条 病気その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、その事実を証明する書類を添えて、休学願を本学に提出し、学院会議を経て休学の許可を得なければならない。

- 2 休学期間は、在学年数に算入しない。
- 3 休学期間中は、授業料を納入しなければならない。

(復学)

第 34 条 休学した者が、復学を希望するときは、保証人連署の復学願を本学に提出し、学院会議を経て復学することができる。

(退学)

第 35 条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて、本学に提出しなければならない。

(再入学)

第 36 条 前条により退学した者が、再入学しようとするときは、退学時年次の学年に再入学することができる。

(処分及び自己の責任)

第 37 条 学生であって本学の学則に違反し、またその他学生の本分に反する行為があったときは、学院会議を経て、本学を退学、停学又は譴責の処分に付する。

- 2 本学の管理する車両を運転するに際し、道路交通法等の各種法令違反に対する罰則を科せられるに至った場合の行政罰及び刑事罰については、運転者本人の責任において処理することとする。
- 3 故意又は重大な過失によって本学に対し財産上の損害を与えた場合は、本学はその個人に対し発生した損害の範囲内において賠償の請求を行うことができる。

(処分の退学等)

第 38 条 前条第 1 項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 授業に支障をきたす言動又は行動をとった者
 - (3) 前条第 3 項に該当し、且つ改善の見込みがないと認められる者
 - (4) 前、後期末に行う試験を放棄した者
 - (5) 本学の秩序を乱し、他学生に迷惑をかける者
- 2 前条の停学又は譴責は、本条第 1 項各号のいずれかに該当するもののうち、その態様が軽

微と本学が判断した者に対して行う。

第7章 授業料、実習費及び実務修習費、施設費、追試験料

(学費)

第39条 入学を許可された者は、第41条に定める入学金、授業料、実習費及び実務修習費、施設費を所定の期日までに納めなければならない。

(学費納入期日)

第40条 学費の納入期日は以下の通りとする。

【全日制コース】

第1回…入学試験合格通知を受けてから概ね14日以内

第2回…6月末日迄

(学費内訳)

第41条 本学の学費の内訳は以下の通りとする。

【全日制コース】

入学金	50,000円
授業料	800,000円
実習諸経費	450,000円
施設費	100,000円
合計	1,400,000円
分納期日	入学手続き時 1,000,000円 6月末日 400,000円

2 第24条第1項に該当する場合は、試験の区分ごとに2,000円納入することにより当該試験を受験することができるものとする。

(学費の返還)

第42条 既に納められた学費は、返還しない。

2 一般入試受験者のうち入学の許可を得た者で、入学日前(入学年度の3月末日)に入学辞退の申し出があったものについては、入学金を除く納付金を返還する。

(学費の延納)

第43条 定められた期日までに授業料等学費が納入できない場合は、「延納願」を提出し、許可を得ることで納入期限を延期して納入することができる。但し、第1回納入金は第31条に基づき完納する必要があるため、延納することはできない。

(除籍)

第44条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、除籍とする。

2 やむを得ない理由により、所定の期日までに学費を納入できないものは、前条により指定された納入期日内に滞納学費を納入しないときは除籍にする。

(復籍)

第45条 除籍になった者が、復籍することは許可しない。

附則

本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。